

第 8 次粉じん障害防止総合対策(埼玉局版)

第 1 現状及び目的

1 現状

粉じん障害防止については、過去昭和56年以降 7 次にわたり総合対策を推進してきたところであり、第 7 次粉じん障害防止総合対策期間（平成20年 4 月～平成25年 3 月、以下「7 次期間」という。）のじん肺新規有所見者は95人と減少している。じん肺管理区分 4 の者が31人決定されている現状がある。

新規有所見者95人のうち、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第 6 号。以下「じん肺則」という。）別表の作業別では、第24号石綿作業が44人（約45%）、第 7 号岩石・鉱物・金属研磨等作業が14人（約15%）、第 1 号鉱物等掘削作業が 7 人（約 7 %）、第 6 号岩石・鉱物裁断等作業が 7 人（約 7 %）、第15号砂型解体等作業が 6 人（約 6 %）、第17号鑄込み等作業が 5 人（約 5 %）の順であった、特に旧第20号アーク溶接、ガウジング作業においては第 6 次粉じん障害防止総合対策期間（平成15年 4 月～平成20年 3 月、以下「6 次期間」という。）21人（約 9 %）7 次期間 1 人（約 1 %）であった。

さらに、業種別では、製造業が 7 次期間51人（約54%）、建設業が 7 次期間31人（約33%）であり、この 2 業種で約90%を占めている。製造業の内訳では、その他輸送用機械器具製造業が 7 次期間10人（約10%）、鑄物業が 7 次期間 9 人（約 9 %）、その他の土石製品製造業が 7 次期間 6 人（約 6 %）、セメント製造業が 7 次期間 5 人（約 5 %）、金属製品製造業においては、7 次期間 4 人（約 4 %）の順であった。建設業の内訳はトンネル工事業が 7 次期間 3 人（約 3 %）、それ以外の建設業が 7 次期間28人（約30%）であった。

県内の最近の作業別の特徴は、鑄物業関連の作業から石綿作業や岩石・鉱物・金属研磨作業に移り変わる等、粉じん対策を必要とする産業形態の変化が認められた。また、7 次期間の重点作業であったアーク溶

接等は激減した、屋内でのアーク溶接等作業について効果的であったと評価できる。

製造業では6次期間での全業種割合において、鋳物業が35%から9%に減少したが、その他輸送用機械器具製造業、その他の土石製品製造業、セメント製造業、金属製品製造業は横ばいで局独自の重点事項を変更する必要が認められた。

建設業においては、トンネル工事業以外の建設業が約90%を占めており、特に石綿作業は全作業で最も多く約45%を占めて増加しており、重点対策とする必要がある。

2 目的

じん肺は不可逆的な病気であり、一度罹患すると粉じん作業についていなくてもじん肺の程度は進行すると言われている。そのため、じん肺法、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）において事業者が講じなければならない措置等を定めている。埼玉労働局の第8次粉じん障害防止総合対策（以下「8次総合対策埼玉局版」という。）は、法令に基づく措置の確実な実施を推進するため今後5年間に埼玉労働局および管内各労働基準監督署が実施する事項を定めるとともに、事業者が実施すべき措置を「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（別添）として示し、その周知及び措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項及び重点対象業種

1 重点事項（粉じん作業別：じん肺則別表の号別）

（1）アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

第20号の2 アーク溶接する作業

(2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

第7号 岩石・鉱物・金属研磨等作業

(3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

1号の2 ずい道等内部鉱物等掘削作業

3号の2 ずい道等内部鉱物等積み卸し等作業

5号の2 ずい道等内部コンクリート等吹き付け作業

(4) 鋳物業関連作業に係る粉じん障害防止対策

第15号 砂型解体等作業

第17号 鋳込み等作業

(5) 石綿作業に係る粉じん障害防止対策

第24号 石綿作業

(6) 離職後の健康管理

2 重点対象業種

7次期間の実績等を踏まえ、本対策の重点対象業種を次のとおりとする。

鉄鋼業（鋳物業）

輸送用機械器具製造業（その他の輸送用機械器具製造業）

金属製品製造業

窯業土石製品製造業

（セメント製品製造業・その他の土石製品製造業）

土木工事業（トンネル建設工事業（ずい道等建設工事））

建築工事業（その他の建築工事業（石綿等解体等工事））

第4 総合対策の実施事項

1 労働局の実施事項

(1) 事業者団体等に対する周知、要請の実施

県内事業者団体、災害防止団体等に対して、「粉じん障害を防止す

るため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)の内容の周知徹底、自主点検の実施、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月)における各種行事の開催等について構成事業場への周知徹底を要請する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

(2) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

公共工事発注者会議等において、粉じん則の改正によりずい道等建設工事における粉じん障害防止対策が強化された事項及び平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)についての周知及び事業者が実施すべき措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(3) 計画届出の適正な審査及び実地調査

「ずい道等の建設等の仕事」に係る局長審査の該当事案については、審査委員会を開催し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、「ガイドライン」に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う適切な審査を行う。

その際、「粉じん濃度目標レベル」が「 3 mg/m^3 以下」となっていない場合には、当該粉じん濃度目標レベルに設定した理由を聴取

し、その結果、 $3\text{ mg} / \text{m}^3$ を達成するための必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が、掘削断面積が小さいため、施工上極めて困難とは思われないときには、必要な指導する。

（４）電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記（１）から（３）の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

（５）健康管理手帳制度等の周知

じん肺管理区分決定通知時に、事業者及び随時申請者で管理２又は３の者に「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を送付するとともに、随時申請及び健康管理手帳制度の周知を図り、離職後の適正な健康管理に資するよう指導する。

（６）じん肺健康診断機関把握・公表

じん肺健康診断の適切な実施を促進するため、健康診断機関を調査し、じん肺健康診断機関を把握・公表する。

（７）健康管理手帳に係る委託健康診断機関の増加

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第１項に基づく健康管理手帳及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業の実施に当たっては、手帳所持者の通院負担の軽減や、災害等の場合における健康診断事業継続等の観点から、健康診断事業委託医療機関の増加を図る。

（８）啓発活動の実施

全国労働衛生週間準備期間の９月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対してパトロールの実施等各種行事の開催を要請する。

また、粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的
に実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の
日」として設定するよう指導する。

(9) 中小規模事業場の支援

中小規模事業場に対しては、産業保健推進センター(連絡事務所)
における産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康
相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

2 労働基準監督署の実施事項

(1) 個別指導及び監督指導等の実施

各年度ごとに個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組
み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法
の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を
図ること。

なお、ずい道建設工事については、工期の適正な時期をとらえ、
1年に1回、監督指導を実施すること。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合
は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じること。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等によ
り、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図
るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、
健康管理に係る留意事項等を十分指導すること。

(2) 集団指導の実施

署独自による集団指導、全国労働衛生週間説明会、その他集団指
導の機会をとらえて、粉じん則、じん肺則、講ずべき措置、ガイド
ライン及び健康管理手帳制度を周知すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記（１）から（２）の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

（４）自主点検

重点業種のうち、鉄鋼業（鋳物業）、輸送用機械器具製造業（その他の輸送用機械器具製造業）、金属製品製造業、窯業土石製品製造業（セメント製品製造業・その他の土石製品製造業）の中から7次期間に未実施の業種を選定して各署の実情により実施すること。

（５）ずい道建設工事の発注者に対する要請

労働局実施事項に同じ。

（６）届出の適切な審査及び実地調査

粉じんに係る局所排気装置等、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画届出の事案については、適切に審査及び実地調査を行うこと。

（７）健康管理手帳制度等の周知

集団指導、監督指導、個別指導及び窓口指導等において「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を利用する等随時申請及び健康管理手帳制度の周知により、離職後の適切な健康管理に資するよう指導すること。

（８）啓発活動の実施

労働局実施事項に同じ。

（９）中小規模事業場の支援

労働局実施事項に同じ。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

じん肺は不可逆的な病気であり、一度罹患すると粉じん作業についていなくてもじん肺の程度は進行すると言われている。そのため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）において事業者が講じなければならない措置等を定めているが、この「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、今後5年間において事業者が、労働者の粉じん障害を防止するため、特に実施すべき事項を取りまとめたものである。

実施すべき事項については、埼玉県におけるじん肺発生状況、平成24年4月から施行されている粉じん則の改正状況、埼玉県の産業構造等を考慮している。

第2 具体的実施事項

1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正（平成24年4月1日施行）により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第23条（休憩設備）の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。併せて、じん肺法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があるため、これらの措置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く労働者の健康障害防止の観点からより有用であることから、その着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても、その防護係数等の性能を確認した上で、これを着用することが望ましいため、その着用を推進すること。

(4) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

2 金属等の研磨作業及び鋳物業関連作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業及び鋳物業関連作業に係る特定粉じん発生源(粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。)については、局所排気装置又

はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

また、金属等の研磨作業に関連して、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、同作業は特定粉じん発生源には該当しないが、第2の1の(2)と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

(2) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

(3) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

(4) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業(粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。)に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

(5) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

(6) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(7) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じ

ん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の実施の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)(以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。